

小田原市人権施策推進指針の改定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市人権施策推進指針の改定
政策等の案の公表の日	令和4年12月15日（木）
意見提出期間	令和4年12月15日（木）から令和5年1月13日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、人権・男女共同参画課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	3件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	1
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	2

〈具体的な内容〉

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	市民の同和問題に対する理解と認識を深めるとともに、地域の社会教育の振興を図るために設置されている小田原市集会所について、市ホームページ内に使用方法等の記載がされていない。集会所の使用方法等について市民一般に周知をしてほしい。	D	現在は地域の社会教育施設として自治会に委託し運用していますが、その周知方法については、今後検討していきます。
2	54 ページ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」は記載しないのか。	A	関係法令は他にも様々ありますが、ここでは人権に係る各分野で基本となる法律を主に記載しており、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」については記載します。
3	指針内に記載のある関連団体等への委託や講演発注等の際にはその仕様設定や検査を丁寧に行い、市民に疑惑の目で見られることが無いように対応してほしい。	D	市と団体等との業務については、本市契約規則に基づき適切に執行していきます。

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	細かな字句の修正等	文中の字句やデザイン等について細かな修正をしました。
2	第3章における見出し及び内容の修正	第3章 1 人権教育・啓発の推進の内、(4)の見出しを「人権に関わりの深い職業等に対して」から「行政職員に対して」に修正しました。また、内容は大きく変更していませんが、見出しの修正に伴い、「行政職員には敏感な人権感覚が必要です」の文言を冒頭に移動したほか、「人権に関わりの深い職業に従事する者には」の文言を「特に人権に関わりの深い業務に従事する者には」と修正しました。
3	分野別人権施策の内、現状と課題における文言の追加	2 子どもの人権 現状と課題の中で「子どもの参画力の育成」について文言を追加しました。
4	分野別人権施策の内、主要施策の方向での文言の追加	13 自死に関する人権問題 主要施策の方向「3 住民への啓発と周知」の中で、「差別や偏見を防ぐための啓発」について文言を追加しました。
5	「参考資料」の追加	「参考資料」に、パブリックコメントの結果、小田原市人権施策推進委員会からの答申書及び関連情報を追加しました。